令和３年度　緊急時対応マニュアル

江戸川区立瑞江第二中学校

**全てに優先して生徒の安全を確保することを基本方針として以下のように対応する。**

**１　事故発生時**

事故発生

第一発見者

1. 原因・状況調査

（担任または学年所属）

1. 生活指導主任へ連絡

状況により関係諸機関へ連絡

応急措置

（養護教諭）

校長・副校長に連絡

保護者へ連絡

・事故発生状況、学校の対応状況を正確に伝える。

・応急処置済みであることを伝える。

・病院の指定希望の確認（急を要する場合は搬送先を伝える）。

・保険証を持参するよう依頼する。

医療機関へ連絡

（状況により119番通報）

・原則として、首から上の事故については医療機関を受診。

・頭部、呼吸困難、心臓発作、脊髄・内臓損傷の疑いがある

　場合は医師や救急隊員の指示を待つ（AED使用も考える）。

経過観察

・教室で観察

・保健室で観察

・帰宅させて観察

　（自力・保護者迎え・

　教員付添）

☆保護者へ連絡

医療機関へ移送

・緊急時は救急車を要請

・付添は養護教諭、担任等

・生徒カード（健康カード）持参

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・付添は複数人が望ましい

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・状況報告をこまめに学校へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・事故発生から時系列で状況

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　や対応を記録する

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【報告】

診察・治療

・保護者とともに医師より診断結果、今後の指示等を聞く

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・校長及び副校長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・関係教職員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・全教職員

入院する

学校に連れて帰る

・自宅へ送り届ける

・保護者の付添で帰宅する

　　　　　　※生徒の事後の経過を引き続き観察していく（担任・養護教諭等）。

1. 事故の原因、発生後の措置等についての問題点を明確にして事故の再発予防と安全管理・安全の

徹底を図る。

1. 事故に対する外部からの問い合わせ、取材等に対しての窓口は校長・副校長のみとする。
2. 保護者に対して日本スポーツ振興センターによる給付金について十分に説明し、養護教諭が必要な手続きを行う。（入院時の個室差額費用等　負担が多くなることもある。）

**２　地震発生時**

地震発生

生徒の安全確保

全校放送・副校長または主幹教諭

（放送等ができない場合は授業者または近くの教員が指示をする。）

1. 第一次措置

・教室では机の下に避難させる。校庭や体育館では中央に集める。

・ガラス（窓など）や棚等の危険物から離れさせる。

・出口の確保をする。

　☆安全が確認された場合は授業を再開する。

1. 第二次措置

・避難場所（校庭）に授業者が先頭で誘導する。（カバン等で頭部を保護）

・「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」の基本動作の徹底。

・人員点呼　学年主任→副校長

・生活指導主任は避難場所（校庭）で誘導にあたる。

　☆東京湾に津波警報が発令された場合は３・４階に避難する。

　　警報が解除されるまで待機する。

学区域の安全性の確認（近隣小学校と連携）

その後行政と連携し、学校長の判断で措置をとる。

災害等の情報収集

　　　　　③第二次措置後

警戒宣言が発令された場合

① 原則として授業を打切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の

措置を取る。

② 警戒宣言が発せられた後、生徒等を帰宅させる。

③ 通常級生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩等）、

所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

④ 特別支援学級生徒については、保護者に引き渡し、引き取り

のない者について学校で保護する。

① 原則として一斉下校させる。

　火災や崩落等で危険であると判断

した場合は学校で待機させる。

② 避難所開設

区の指示により教職員は開設準備。

　　　　　☆広域避難場所（篠崎公園　江戸川緑地一帯）への避難開始は、公共機関の避難命令及び

　　　　　　学校長の判断による。

　　　　　④その他

　　　　　　・生徒の状況については、緊急メール及びHPにて通知する。

**３　火災発生時**

　　　・火災発生箇所に応じて、より安全な避難経路により速やかに校舎外に避難する。

　　　・校内体制については、別に定める「消防計画　第４章　自衛消防活動対策」による。

**４　台風・洪水・火山噴火・他自然災害発生時**

　　　・最新情報をもとに、区教育委員会の指示を受けながら状況に応じて対応する。

**５　不審者対応**

　　　・登下校時を除き、生徒入口を原則常時閉門とする。不審者侵入の場合は状況に応じて生徒を

　　　　広く安全な場所に避難させ、110番通報するとともに不審者には職員が対応する。状況に応

　　　　じて集団下校させる場合もある。